

長野市道路位置指定基準

(趣旨)

第1 この基準は建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号。以下「法」という)第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定及び法第45条の規定に基づく私道の変更又は廃止について必要な基準を定める。

(技術基準)

第2 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする道路(以下「指定道路」という。)は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条の4の規定によるほか、この基準に定めるところによる。

(1) 指定道路の幅員

指定道路の幅員は別図1により測定することとし、道路の有効幅員を4メートル以上とすること。

(2) 指定道路の区画

指定道路は側溝、縁石、境界標その他これらに類するものにより、当該道路の位置を区画すること。

(3) 指定道路の延長

指定道路の延長は、別図2により道路の各部分の中心線の長さを測定することとする。

(4) 転回広場

袋路状道路に設ける転回広場の間隔及び形状は、別図3による。

(5) すみ切り

イ 指定道路のすみ切りは、別図4により設けること。

ロ 周辺の状況により、すみ切りを設けることが困難である場合は、別図5の規模以上の道路とすること。

(6) 道路舗装

道路は原則としてアスファルト系舗装とすること。

(7) 排水設備

指定道路に設ける側溝及びその他の排水施設は、公共排水路等に支障なく排水できるものとする。ただし、流末を有効な公共排水路等に設置することが困難である場合は、造成地域内に排水等処理する施設を設けること。

(8) 安全施設

イ 指定道路が河川、がけ地等によって通行上危険を伴うおそれのある箇所には、防護柵等の施設を設けること。

ロ 道路の縦断勾配が、通行上危険を伴うおそれがある場合は、すべり止め舗装等の安全措置を講ずること。

(申請基準)

第3 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第9条の規定によるほか、この基準に定めるところによる。

(1) 事前協議

申請者は、あらかじめ事前協議書(様式第1号)を市長に提出し、事前協議をおこなうものとする。

市長は提出された事前協議書(様式第1号)の計画内容に意見等がある場合は、道路位置指定の事前協議による意見書(様式第2号及び様式第3号)により申請者へ通知し、申請者は通知された意見について道路位置指定の事前協議による回答書(様式第4号)により回答すること。

(2) 申請時期

申請者は、道路築造後、申請書(長野市建築基準法施行細則(昭和46年4月1日長野市規則第15号)様式第8号)を市長に提出すること。

(3) 添付図書

申請者は、申請書に下記に掲げる書類並びに表1に掲げる書類等を添え提出するものとする。

- イ 指定道路となる土地の所有者及び権利者の承諾書及び印鑑登録証明書
- ロ 指定道路となる土地の全部事項証明書
- ハ 指定道路となる土地の分筆後の公図
- ニ 接続道路の所有者及び権利者全員の承諾書及び印鑑証明書(公道に接続する場合を除く)
- ホ 公共用地に接する部分については、その境界査定図
- ヘ 公共用地の工事を行う場合は、道路法、河川法、その他関係法令に基づく工事許可書
- ト 排水施設等の排水先が水路の場合は、水利権者との協議済書
- チ 都市計画法、河川法、その他関係法令に基づく許可書
- リ 指定道路となる道路に接する土地及び建築物の所有者の同意書
- ヌ 代理人が申請する場合はその委任状

(4) 私道の変更又は廃止の申請

指定道路を変更又は廃止しようとする者は、申請書(長野市建築基準法施行細則様式第9号)に、下記に掲げる書類添え提出するものとする。

- イ 私道の変更又は廃止しようとする道路(以下「私道」という)の土地の所有者及び権利者の印鑑登録証明書
- ロ 私道の土地の全部事項証明書
- ハ 私道の土地の公図
- ニ 変更の場合は、私道に接する土地及び建築物の所有者の同意書
- ホ 私道に接する土地の接道状況等(他の道路への接道を含む)を記載した図面
- ヘ 代理人が申請する場合はその委任状
- ト 廃止の場合は、私道に接する土地及び建築物の所有者へ、廃止について説明したことを証する書類

(5) 職権による廃止

市長は下記の一に該当する場合は、職権により指定道路の廃止をすることができる。

- イ 建築基準法第42条第1項第4号、第5号及び同条第2項により指定した後、同条第1項第1号による道路となった場合
- ロ 指定後に道の築造が行われていない場合等、現に指定の基準に適合している道が存在していない場合

(6) 公告及び通知

市長は申請を受理した場合は速やかに現地の道路状況の確認を行い、この基準に適合することが認められた場合は道路の位置を指定、変更又は廃止し、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

(維持管理)

第4 指定道路は次の各号により維持管理するものとする。

(1) 指定道路の道路管理者

指定道路の道路管理者は申請者、所有者若しくは受益者とする。

(2) 維持管理

道路管理者は当該道路を常に適正な形態に保持し、車両の放置、植樹等の行為を行わないよう努めるものとする。

(3) 指定道路管理者届

申請者は指定道路管理者を定め、指定道路管理者届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

附則

1. この基準は平成22年7月1日から施行する。

旧長野市道路位置指定基準及び旧長野市道路位置指定基準の運用については同日付けにて廃止する。

2. 基準の施行前に、旧基準によりなされた指定処分又は手続きは、この基準によってなされた処分又は手続きとみなす。

表 1

1	付近見取図	縮尺 1/2500 の白地図に、申請する道路形状、造成区域を記載したもの
2	造成計画平面図 (地籍図)	方位 縮尺 接続道路の名称及び幅員 道路延長、幅員、すみ切り長さ 道路の縦断勾配 申請する道路及び造成しようとする宅地の区画割 申請する道路位置の区画の表示 造成しようとする区域以外の周辺の土地の状況 土地の高低差 設置する排水施設等の種類及び位置（放流先を含む） 道路内に埋設する給排水設備及び電気設備
3	道路横断図	道路区画の構造 路盤構成 道路の横断勾配 排水施設等の構造 縁石、擁壁、安全施設の構造等特記すべき事項
4	求積図	申請する道路面積、造成区画ごとの宅地面積及び合計面積
5	完成写真	全体及び道路境界表示がわかるもの